

△招 集

川越地区消防組合告示第七号

平成二十四年川越地区消防組合議会第二回臨時会を次のとおり招集する。

平成二十四年六月十九日

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

一 日 時 平成二十四年六月二十六日 午後一時

二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

三 付議事件

- (一) 消防ポンプ自動車の取得について
- (二) 高規格救急自動車の取得について
- (三) 高度救命処置用資機材の取得について

△会 期

平成二十四年六月二十六日 一 日 間

△議事順序

午後一時開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第百二十一条の規定による出席者を報告する。

二、日程第四、会議録署名議員指名については、

若海 保 議員
高橋 剛 議員 を指名する。

三、日程第五以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順序により審議を行う。

この予定は、時間延長しても終了する。
以上をもって第二回臨時会を閉会する。

△議事日程

平成二十四年六月二十六日(第一日)午後一時開議

日程第一 会期決定について

日程第二 議案提出書の公表について

日程第三 地方自治法第百二十一条の規定による出席者の報告について

日程第四 会議録署名議員指名について

日程第五 議案第七号 消防ポンプ自動車の取得について

日程第六 議案第八号 高規格救急自動車の取得について

日程第七 議案第九号 高度救命処置用資機材の取得について

△議場に出席した議員(一人)

第一番 道祖土 証 議員 第二番 森田 敏男 議員
第三番 爲水 順二 議員 第四番 江田 肇 議員

平成二十四年川越地区消防組合議会第二回臨時会会議録

第五番 桐野 忠 議員 第六番 片野 広隆 議員
第七番 柿田 有一 議員 第八番 吉田 光雄 議員
第一〇番 若海 保 議員 第一一番 高橋 剛 議員
第三番 清水 京子 議員

△欠席議員(なし)

△地方自治法第百二十一条の規定による議場に出席した理事者

管理者 川合 善明
副管理者 高田 康男
" 宍戸 信敏
会計管理者 岸田 政明
消防局長 大河内 弥一
次長 大久保 愛一郎
" 小林 久雄
" 水村 光夫
川越北消防署長 斉木 利之
川越中央消防署長 柴崎 正治
川越西消防署長 忍田 茂巳
川島消防署長 渋谷 徹
総務課長 岸田 圭隆
予防課長 木村 圭夫
警防課長 柳川 佳男
救急課長 高野 春雄
指揮統制課長 辻 章一

△議場に出席した職員

書記長	岡部 宏
書記	大河内 徹
〃	橋本 丈夫
〃	矢島 勝 寿

△開 会 (午後一時十三分)

○江田 肇議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成二十四年六月二十六日開会の川越地区消防組合議会第二回臨時会の議会は成立しております。

これより開会いたします。
直ちに会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。

去る六月二十二日、小野澤康弘議員、関口勇議員から、一身上の都合により、川越地区消防組合議会議員を辞職したい旨の願いが出されましたので、地方自治法第二百九十二条の準用規定に基づき、同法第二百六条の規定により、六月二十二日、これを許可いたしました。よって、この旨報告いたします。

△日程第一 会期決定について

○江田 肇議長 日程に入ります。

日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第二回臨時会の会期を本日一日間とするに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者がある)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本議会第二回臨時会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○江田 肇議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読をいたさせます。

(橋本丈夫書記 朗読)

川消総発第四〇六号

平成二十四年六月二十六日

川越地区消防組合議会議長 江 田 肇 様

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

議案の提出について (通知)
平成二十四年本組合議会第二回臨時会に、次の議案を提出いたします。

記

- 一 消防ポンプ自動車の取得について
 - 二 高規格救急自動車の取得について
 - 三 高度救命処置用資機材の取得について
- 江田 肇議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第二百一十一条の規定による出席者の報告について

○江田 肇議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

地方自治法第二百一十一条の規定による出席要求に基づき、管理者より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承を願います。

川消議会発第八号

平成二十四年六月十九日

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明 様

川越地区消防組合議会議長 江 田 肇

出 席 要 求 書

地方自治法第百二十一条の規定により、六月二十六日午後一時開会の川越地区消

防組合議会第二回臨時時に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第三六九号

平成二十四年六月二十六日

川越地区消防組合議長 江 田 肇 様

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

出 席 通 知 書

要求により、平成二十四年本組合議会第二回臨時時に、別紙の者が出席します。

管理者 川 合 善 明

副管理者 高 田 康 男

〃 宍 戸 信 敏

会計管理者 岸 田 政 明

消防局長 大 河 内 弥 一

次 長 大 久 保 愛 一 郎

〃 小 林 久 雄

〃 水 村 光 夫

川越北消防署長 齊 木 利 之

川越中央消防署長 柴 崎 正 治

川越西消防署長 忍 田 茂 巳

川島消防署長 洪 谷 徹

総務課長 岸 田 隆

予防課長 木 村 圭 夫

警防課長 柳 川 佳 男

救急課長 高 野 春 雄

指揮統制課長 辻 章 一

△日程第四 会議録署名議員指名について

○江田 肇議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第八十一条の規定により、会議録署名議員二人の指名を行います。

若 海 保 議員

高 橋 剛 議員

以上二人の方を指名いたします。

△日程第五 議案第七号 消防ポンプ自動車の取得について

○江田 肇議長 日程第五、議案第七号、消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

議案第七号

消防ポンプ自動車の取得について

次のとおり消防ポンプ自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求め。

平成二十四年六月二十六日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○江田 肇議長 提案理由の説明を願います。

（大河内弥一消防局長登壇）

○大河内弥一消防局長 ただいま上程となりました議案第七号、消防ポンプ自動車の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、川越中央消防署に配備されております消防ポンプ自動車は、平成九年一月二十八日に購入し、十五年五月が経過し、著しく老朽化しております。また、自動車NOx・PM法の規制対象となつていことから、今回更新をお願いしようとするものでございます。

車両の概要につきましては議案参考資料を御参照いただきたいと思います。車種は日野4サイクルディーゼルエンジンで、全長五八〇〇ミリメートル、全幅一八九〇ミリメートル、全高三〇〇ミリメートル、総排気量四〇〇九CC、乗車定員は五人でございます。主な装備といたしましては、消防ポンプのほかに六〇〇リットルの小型水槽、圧縮空気泡消火装置、動力付ホース延長用資機材及び吸管巻きとり装置を装備した車両でございます。

取得の方法でございますが、平成二十四年五月二十八日、六社による指名競争入札を執行した結果、落札業者の東京日野自動車株式会社狭山支店と消費税等を含め三千七百八十五万二千五百円で契約しようとするものでございます。入札結果の詳細につきましては、議案参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○江田 肇議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よつて、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第六 議案第八号 高規格救急自動車の取得について

○江田 肇議長 日程第六、議案第八号、高規格救急自動車の取得についてを議題といたします。

議案第八号

高規格救急自動車の取得について

次のとおり高規格救急自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求める。

平成二十四年六月二十六日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○江田 肇議長 提案理由の説明を願います。

(大河内弥一消防局長登壇)

○大河内弥一消防局長 ただいま上程となりました議案第八号、高規格救急自動車の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、南古谷分署、大東分署、名細分署に配備されております三台の高規格救急自動車につきましては、南古谷分署のものは平成十五年三月七日に購入し、九年三月が経過、走行距離約一〇九〇〇〇キロ、大東分署のものは平成十八年三月十七

日に購入し、六年三月月が経過、走行距離約一六〇〇〇〇キロ、また名細分署のものは平成十四年二月八日に購入し、十年四月月が経過、走行距離は約一二七〇〇〇キロとなっており、著しく老朽化しておりますことから、今回更新をお願いしようとするものでございます。

車両の概要につきましては議案参考資料を御参照いただきたいと思います。車種はトヨタ4サイクルガソリンエンジンで、全長五六〇〇ミリメートル、全幅一八九五ミリメートル、全高二四九〇ミリメートル、総排気量二六九三CC、乗車定員は七人でございます。

取得の方法でございますが、平成二十四年五月二十八日、三社による指名競争入札を執行した結果、落札業者の埼玉トヨタ自動車株式会社川越店と消費税等を含め四千九百八十三万三千円で契約しようとするものでございます。入札結果の詳細につきましては、議案参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○江田 肇議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ございませんか。

桐野忠議員。

(桐野 忠議員登壇)

○桐野 忠議員 議長より発言のお許しいただきましたので、議案第八号 高規格救急自動車の取得について質疑をさせていただきます。

まず初めに、今回三台の購入ということで、提案理由にもありましたけれども、南古谷、そして大東、名細と、この三カ所、それぞれ平成十五年、平成十八年、平成十四年ということで、九年、六年、十年という長い年月が過ぎているということ

と、走行距離著しい老朽化ということで、今回三台一遍の購入だということで理解をさせていただきます。それぞれ配置に関しましても、今御説明いただきましたので理解をさせていただきます。

今回購入する高規格救急自動車でありますけれども、三台ということで、まず一点目に、今現在配置されている救急自動車と変わった点があるのかお伺いをいたします。

また、今回この入札結果を見ますと、三社による指名競争入札ということで、特殊車両ではありませんし、指名競争入札ということで理解をさせていただきますけれども、その内容を見ますと、一番目のナンバー一、埼玉トヨタ自動車株式会社川越店が四千七百四十六万円、三番目の日産プリンス埼玉販売株式会社川越店が七千五百万円という結果でありまして、少し余りにも開きがあるということで、もしその理由がわかれば教えていただきたいと思います。

また、ナンバー二の二社が辞退をしておりますけれども、あわせてその理由がわかればお伺いをさせていただきます。

○江田 肇議長 警防課長。

(柳川佳男警防課長登壇)

○柳川佳男警防課長 それでは、ただいま桐野議員さんからの御質疑に対しまして御答弁を申し上げます。

一点目の今回購入予定の高規格救急自動車と、現在配備をされております高規格救急自動車との違いでございますが、高規格救急自動車としては大きな違いはございませんが、室内空間が若干広くなったため、収納及び活動のためのスペースが広がっております。

続きまして、二点目の高規格救急自動車の入札結果に伴います二点の質疑でございますが、一点目の入札金額につきましては、同じ仕様の車両を入札するに当たりまして、トヨタでは標準装備でも日産ではオプションの扱いとなるような装備が多くあるものと考えられ、それらの積み上げによりまして金額差が発生したものと考

えられます。

二点目の入札の辞退の理由についてでございますが、埼玉日産さんにつきましては入札を辞退しておりますが、当消防組合が必要とする要件のシャーシー等が手配できないものと思われれます。

以上でございます。

○江田 肇議長 桐野忠議員。

(桐野 忠議員登壇)

○桐野 忠議員 それぞれお答えをいただきました。

購入予定の救急自動車とこれまでの違いということで御答弁いただきましたけれども、大きな違いはないと。ですが、室内空間、若干スペースが広くなったという答弁だったと思います。入札金額の差というのは、御答弁ではオプションと標準装備の違いなどですか、積み上げの差があったということだったと思いますけれども、救急自動車等に標準装備とオプションがあるんだというふうに認識をさせていたのだと、社内事情もあるんだろうということも認識をさせていただきました。

二回目ですけれども、こういった入札ですが、やはり他の地域の入札状況はどうなのか少し気になるのでありますけれども、県内の入札状況はどうなっているのか、二回目の一点目にお伺いをいたします。

また、いただいた資料では、ここにはありませんけれども、いただいた資料の中に平成二十二年のときの入札結果の資料をいただきました。前回入札した結果を見ますと、このときは平成二十二年の七月ですかね、入札日時は。一台の更新による購入ですけれども、同じく落札したのは今回と同じ会社でありました。金額は、一台で一千五百七十六万円、そういうことで、これは今回三台ですので、四千七百四十六万円で三で割るとそういった金額なのかなというふうに思います。

他社とはいいますが、今回辞退した会社が千六百三十九万円、今回三台で七千五百万円だった日産プリンスさんは千六百三十九万五千円というデータが出ております。二年前と社内状況が変わったのかもしれないけれども、一回目でもお話をさ

せていただきました。何でこんなに大きな差が出たのかなというふうに率直に思いました。一回目でも話をさせていただきましたけれども、救急自動車なので、特殊な性能が必要でありまして、性能が悪くては困るわけですし、つくれる自動車メーカー二社ということで、たくさんあるわけでもありません。これ以上深く聞くつもりはありませんけれども、今後もこの管内の救急自動車の購入等、老朽化等出てくれば計画もあるというふうにお伺いしております。確認のためなんですけれども、最後に、この今回の高規格救急自動車の入札の結果を受けて、入札制度についてどのように考えるかお伺いをさせていただきます。

○江田 肇議長 水村次長。

(水村光夫次長登壇)

○水村光夫次長 ただいま桐野議員さんのほうから御質問のありました県内の入札状況について、一点目について御答弁申し上げます。

現在、埼玉県内の主要な消防本部の入札方法につきましては、さいたま市消防局及び春日部市消防本部につきましては一般競争入札で実施しております。また、川口市、所沢市、熊谷市、越谷市及び埼玉県南西部消防本部につきましては指名競争入札をとっております。

また、救急車両と高度救命処置用資機材の購入方法でございますが、さいたま市消防局では一括で入札を実施しております。また、川口市、所沢市、越谷市、春日部市及び埼玉県南西部消防本部につきましては、車両と資機材を分けて入札を実施しております。

救急車購入時の指名業者の選考方法につきましてはでございますが、川口市、所沢市、熊谷市及び埼玉県南西部消防本部につきましてはトヨタ自動車並びに日産自動車を指名しております。越谷市消防本部につきましてはトヨタ自動車だけを指名しているとのことでございます。

以上でございます。

○江田 肇議長 総務課長。

(岸田 隆総務課長登壇)

○岸田 隆総務課長 では、私のほうから、二点目の入札制度についての考え方について御答弁申し上げたいと思います。

このたびの高規格救急自動車三台の入札につきましては、五月二十八日に当消防局三階会議室入札会場として三社の指名競争入札を執行しております。入札は、埼玉日産自動車株式会社川越店の辞退があり、二社での執行し、埼玉トヨタ自動車株式会社川越店から四千七百四十六万円、日産プリンス埼玉販売株式会社川越仙波店から七千五百万円の応札があり、結果二千七百五十四万円の差額が発生しております。埼玉トヨタ自動車株式会社川越店が落札しており、この差額については製造業者の構造ぎ装工程に関係があると考えられます。当消防組合の入札制度につきましては、発注する工事または製造の請負、物件の受け入れ、その他の契約の競争入札に参加するための必要な資格等について、川越市競争入札参加者の資格等に関する規程及び川島町建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程を準用しております。したがって、川越市・川島町指名競争入札参加者資格名簿に登録された者が、競争入札に参加できる者となります。

また、管内経済の活性化及び業者育成の観点から、管内業者で対応可能なものにつきましては原則として管内業者に発注することとし、管内業者では調達が難しいと考えられる場合や、実質的な対象業者が少ないと考える場合につきましては、入札参加対象業者の範囲を拡大することとしております。今後も、効果的な入札制度につきまして検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○江田 肇議長 他に御質疑ございませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第七 議案第九号 高度救命処置用資機材の取得について

○江田 肇議長 日程第七、議案第九号、高度救命処置用資機材の取得についてを議題といたします。

議案第九号

高度救命処置用資機材の取得について

次のとおり高度救命処置用資機材を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求める。

平成二十四年六月二十六日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○江田 肇議長 提案理由の説明を願います。

(大河内弥一消防局長登壇)

○大河内弥一消防局長 ただいま上程となりました議案第九号、高度救命処置用資機材の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

南古谷分署、大東分署、名細分署に配備されております高規格救急自動車三台の更新にあわせて、これらの高規格救急自動車に積載する資機材の更新をお願いしようとするものでございます。

資機材の概要につきましては議案参考資料を御参照いただきたいと思います。主

な資機材といたしましたは、自動体外式除細動器、心電計、人工呼吸器、ビデオ喉頭鏡など、高度救命処置に用いる資機材でございます。また、数量につきましては、更新車両三台分のものでございます。

取得の方法でございますが、平成二十四年五月二十一日、八社による指名競争入札を執行した結果、落札業者の埼玉トヨタ自動車株式会社川越店と消費税等を含め三千百二十二万二千円で契約しようとするものでございます。入札の結果の詳細につきましては、議案参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○江田 肇議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ございませんか。

柿田有一議員。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 議案第九号 高度救命処置用資機材の購入について、一点確認のため伺いしておきたいと思えます。

今回の資機材の関係ですけれども、入札の結果として車両を落札された方と同じ落札者が結果として落札をされております。救急車と資機材の購入の仕方については、先ほどの議案の中でもいろいろな購入の仕方があるようですけれども、この今回救急車と資機材を別に購入するという理由について、背景等もあわせてお聞かせいただければと思えます。

○江田 肇議長 警防課長。

(柳川佳男警防課長登壇)

○柳川佳男警防課長 それでは、ただいま柿田議員さんからの御質疑に対しまして御

答弁申し上げます。

今回購入予定の高度救命処置用資機材を救急車と別に購入する理由についてでございますが、高度救命処置用資機材購入につきましては、以前は車両と一括で購入をしておりました。平成十六年、消防庁から高規格救急自動車等に搭載して販売される医薬品及び医療器具の取り扱いについての通知によりまして、医療器具用具等の販売については、薬事法三十九条の規定に基づきまして、医療器具の販売業の届け出が必要であり、医療用販売業の届け出がなされていない自動車ディーラーからの一括購入は薬事法に抵触するため、別々に実施するようになったものでございます。

なお、埼玉トヨタ自動車株式会社川越店につきましては、医療用販売業の届け出がなされている業者でございます。

以上でございます。

○江田 肇議長 柿田有一議員。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 御答弁をいただきました。平成十六年の通知で、薬事法の届け出が必要だということと分けてという形になったということでございます。

入札等々のあり方については、いろいろな視点、競争性の確保ですとか、ダンピングの防止ですとか、さまざまな視点で入札制度が進展をして、現在それぞれの川越市と川島町とのやり方に基づいてやられているものと感じております。先ほど八号の中でもそういったところの御答弁があつたのは承知しております。結果として両方、これは企業努力によるものと思えますけれども、埼玉トヨタ自動車株式会社川越店については医療器具販売業の届け出がなされているということで、有利にいろいろなことができる部分があるのかなと思えます。

確認のため、最後にお伺いしておきますが、自動車車両についての車両を製造しているメーカーさんのうち、この薬事法の届け出をされているメーカーさんというのはトヨタさん以外にあるのかどうか、この点だけ確認をさせていただきたいと

思います。

○江田 肇議長 消防局長。

(大河内弥一消防局長登壇)

○大河内弥一消防局長 御答弁をさせていただきます。

現在、国産で高規格救急自動車を製造している会社につきましては、トヨタ自動車製、また日産自動車製、もう一社、札幌ボデー工業と、この三社が高規格救急自動車の製造を行っております。この中で、薬事法に基づく届け出がされているのはトヨタ自動車のみでございます。

以上でございます。

○江田 肇議長 他に御質疑ございませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△閉 会

○江田 肇議長 以上をもって川越地区消防組合議会第二回臨時会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。
閉会いたします。

午後一時四十一分 閉会

△会議の結果

日程第一

会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第二

議案提出書の公表について
議案提出書を公表した。

日程第三

地方自治法第二百一十一条の規定による出席者の報告について

日程第四

出席者の一覧表を配布した。
会議録署名議員指名について

日程第五

議長指名のとおり決定した。
消防ポンプ自動車の取得について

日程第六

原案可決
高規格救急自動車の取得について

日程第七

原案可決
高度救命処置用資機材の取得について

日程第八

原案可決

日程第九

原案可決